

平成 28 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
(コード番号：3691 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 部 長 石 塚 明
TEL. 03-5114-3580

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局へ提出いたしました内部統制報告書において、平成 28 年 9 月期における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備がある旨を記載しておりますので、下記のお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

当社は、一部取引先との間のクラウド事業における取引に関する会計処理について、平成 28 年 8 月 9 日に社内調査委員会を設置し、平成 28 年 8 月 29 日から調査主体を独立委員会に移行して調査を行ってまいりました。本調査により、売上の認識が適切ではなく、売上高が過大計上となっていたことが判明いたしました。

これにより当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、第 10 期（平成 26 年 9 月期）から第 12 期（平成 28 年 9 月期）第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、内部統制を評価してまいりました。しかしながら、結果として当社及び連結子会社である株式会社 READO において不適切な会計処理リスクに対応するための全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、及び売上計上プロセスに関する内部統制に重要な不備として会計処理についての知識・認識不足、適切な会計処理に必要な証憑類の不足・不存在、及び取締役会の監督機能不全があったため、不適切な会計処理が行われ且つその発見が遅れが生じました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、上記の内部統制の不備を是正するため、独立委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止策を平成 28 年 9 月 30 日に以下のとおり策定し、内部統制の整備及び運用を推進しています。しかしながら、再発防止策を当事業年度末日に策定したため、十分な期間を確保することができず、上記の内部統制の不備を当事業年度末日までには是正することはできませんでした。

今後、再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善に取り組んでまいります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査委員会及び独立委員会による調査により特定され、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、独立委員会の指摘・提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じて、改善に取り組んでまいります。

再発防止に関する改善策

(1) コーポレートガバナンスの強化

① 監査等委員会設置会社への移行

② 社外取締役機能の強化

※経営意思決定と業務執行の分離

(2) コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

① 教育・研修の強化

② 外部相談窓口の設置、内部通報窓口の設置

(3) 内部管理体制及び業務体制の見直し

① 経理部門における売上計上手続の見直し

※各種申請フォーマットの見直し及び承認フローの再構築、収益認識ルールの徹底

② 営業部門における証憑取得手続の見直し

※各種報告フォーマットの見直し及び承認フローの再構築

③ 一括業務管理システムの導入

※システム統制の見直し

※管理会計の見直し、管理指標の拡充

④ 職務権限規程の取締役会決議事項の拡充

※稟議制度の見直し（稟議フローの細分化、稟議内容の拡充）

⑤ 内部監査室の充実

※人員増強、監査計画の見直し

⑥ 人員配置の改善にかかる施策の実施

⑦ 予算実績管理の徹底

⑧ 内部取引における計上ルールの見直し（標準化）

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記内部統制の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上